

第1章 大郷町都市計画マスタープランについて

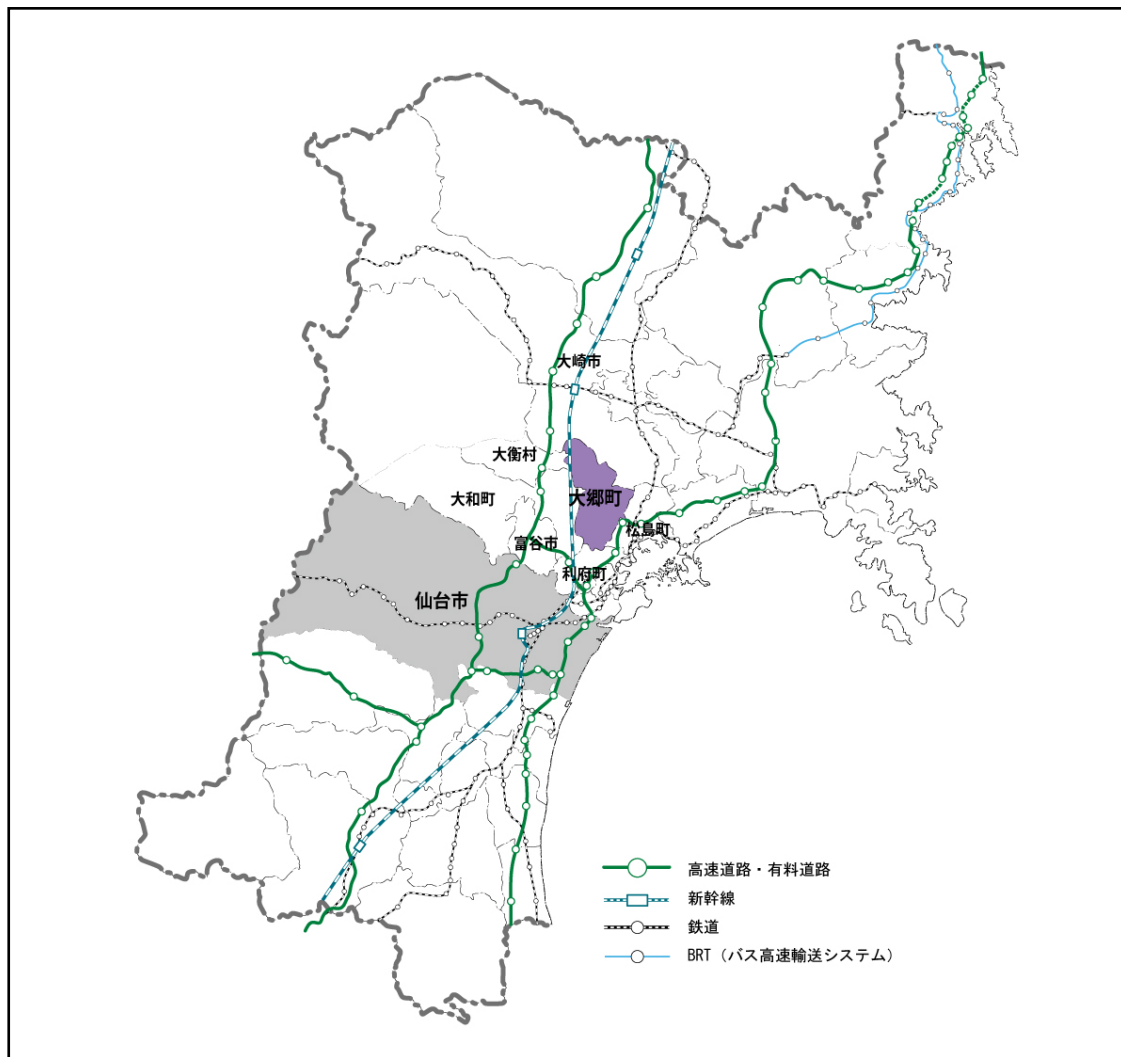
1. 改定の背景

本町では、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」について、2010年3月に『大郷町都市計画マスタープラン』を策定し、まちづくりを進めてきました。

当初の計画策定から10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、東日本大震災以降の自然災害や令和元年東日本台風の被害における防災ニーズへの関心の高まりなど、本町を取り巻く環境が大きく変化しており、様々な課題への対応が求められています。

これらを踏まえ、本町では2021年以降の計画期間を設定した、新たな「大郷町都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

図1.1 本町の位置図

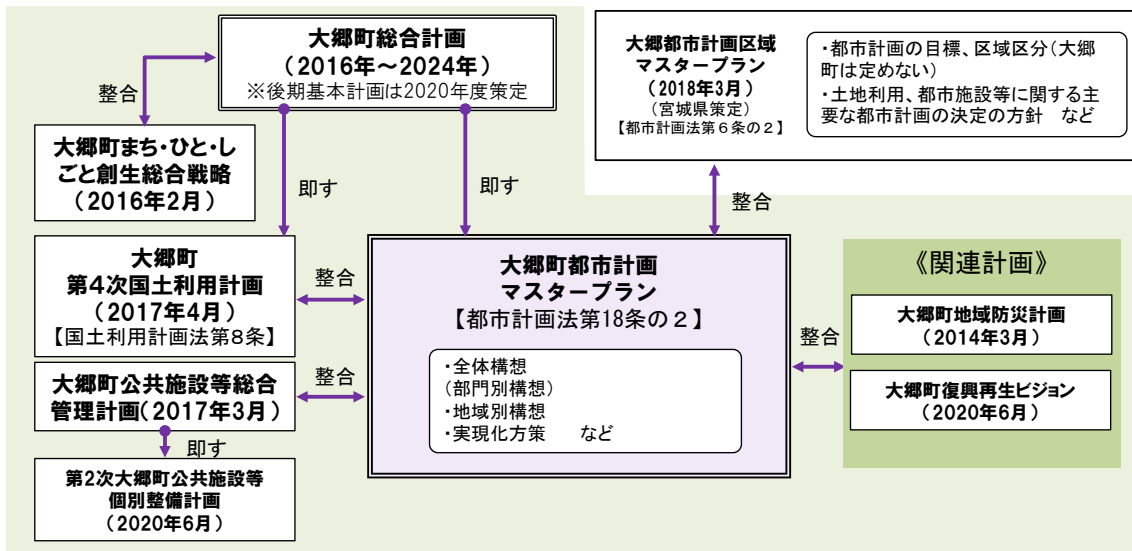


2. 都市計画マスタープランの位置付けと役割

大郷町都市計画マスタープランは、本町の都市計画に関する基本方針を示すものであり、「都市計画法第18条の2」に位置付けられます。

また、上位計画である「大郷町総合計画」に即し、「大郷都市計画区域マスタープラン」、「大郷町第4次国土利用計画」、「大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「大郷町公共施設等総合管理計画」、その他関連計画との整合を図ります。

図 1.2 大郷町都市計画マスタープランの位置付け



▼都市計画マスタープランとは

【市町村の都市計画に関する基本的な方針】

都市計画法第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3. 計画期間の考え方

本計画は、上位計画の「大郷町総合計画」との整合を図り、2021年から2030年までの10年間とします。

また、社会情勢や環境の変化を考慮するものとし、必要に応じて見直しを図ります。

4. 計画対象区域

本町は「大谷東部」、「大谷西部」、「粕川」、「大松沢」の4地域に区分されています。

都市計画区域は大谷東部地域及び大谷西部地域、粕川地域の一部となりますが、地域性や都市計画区域内外とのまちづくりの連携を考慮し、本計画の対象区域は、本町全域とします。

図 1.3 対象区域



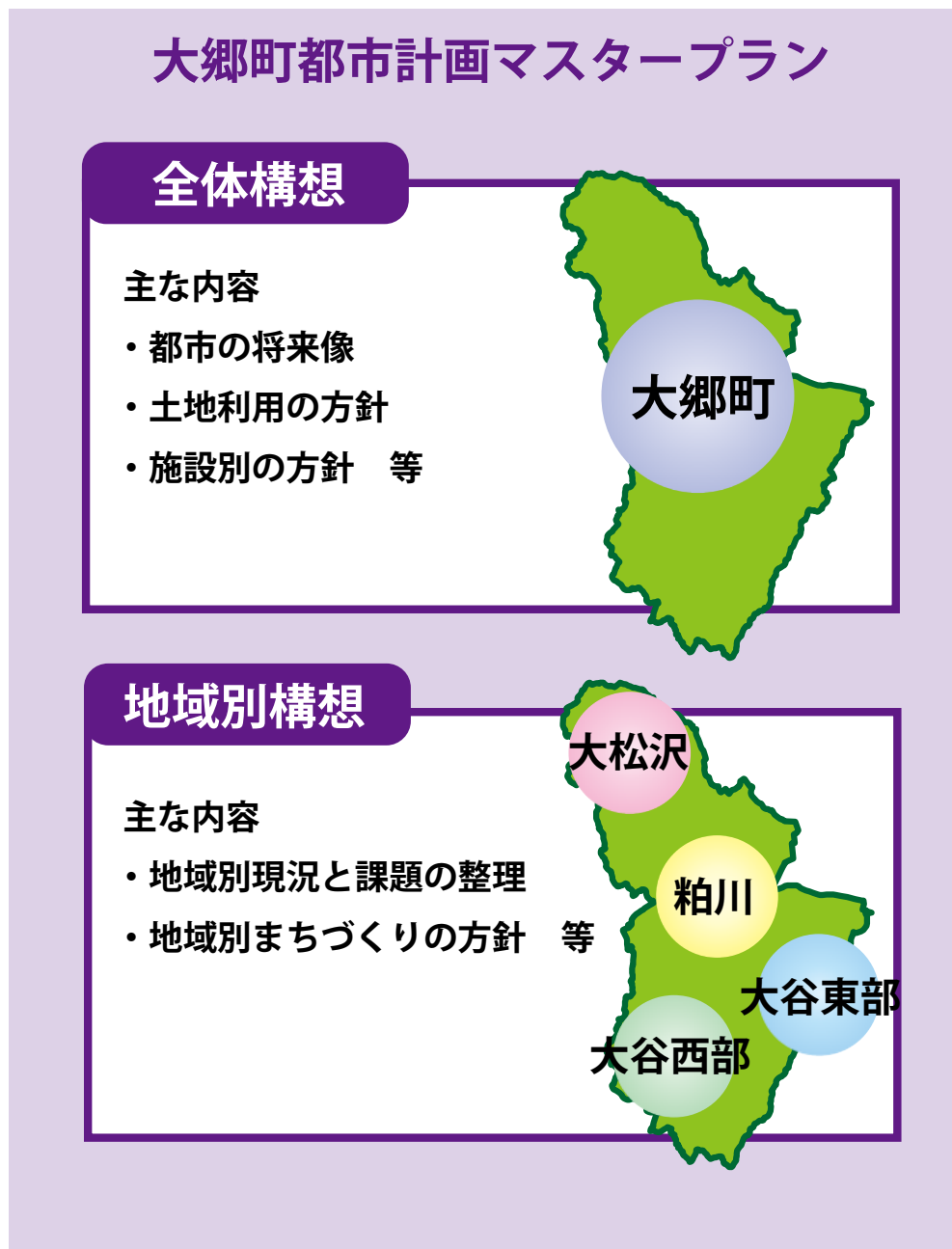
5. 構成と記載内容

都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」と「地域別構想」により構成されます。

「全体構想」は、前回の都市計画マスタープランや本町の都市における課題を踏まえて、都市の将来像や土地利用の方針、交通、河川、上下水、公共施設、公園・緑地等の施設部門別の方針を整理します。

「地域別構想」は、全体構想を踏まえた地域別に目指すまちづくりの方針を定めます。

図 1.4 大郷町都市計画マスタープランの構成



6. 計画体制

本計画は、各課から成る作業部会・検討委員会と調整して進め、最終的に大郷町都市計画審議会に諮問し策定します。

また、住民意向は、住民意向調査やパブリックコメントを通して確認します。策定体制は以下のとおりです。

図 1.5 都市計画マスタープランの策定体制

